

## (新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)

## 令和3年度 中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度について

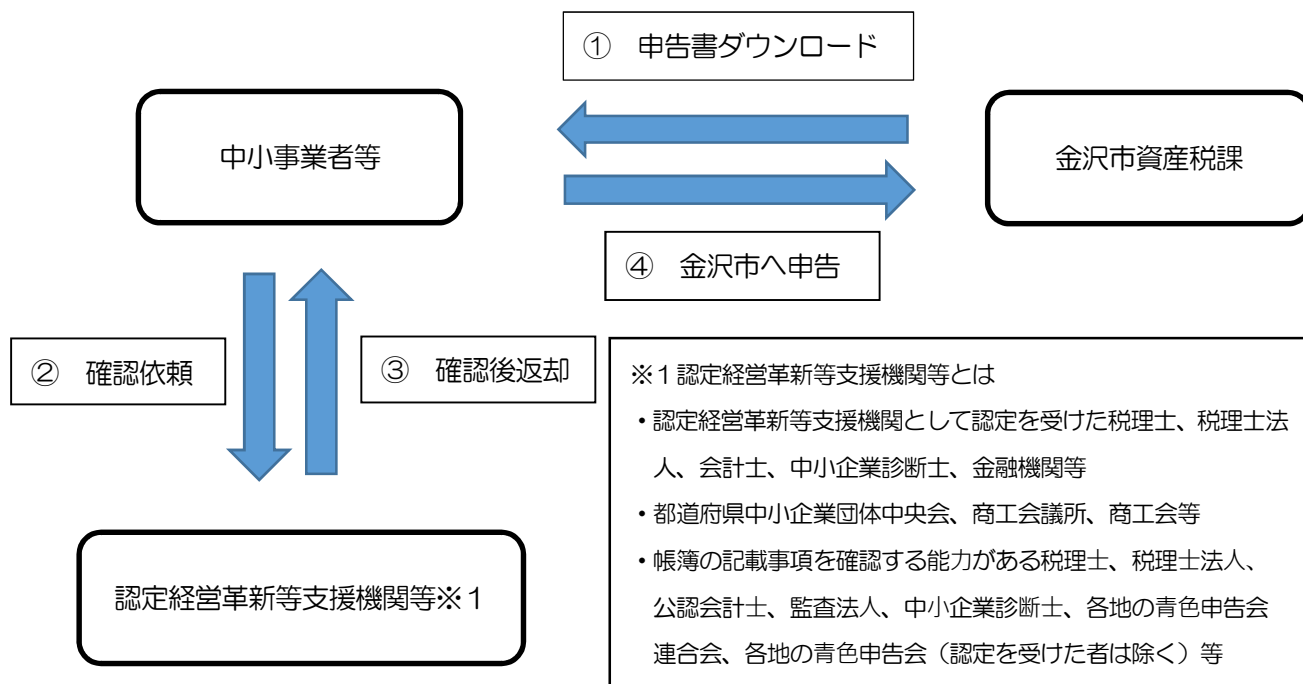
新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとするものです。

## (1) 中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度の要件等について

対象者	<p>以下の①および②の条件のいずれも満たす方が対象です。</p> <p>①賦課期日（R3.1.1）現在、資本金1億円以下の法人または、従業員1,000人以下の個人事業主</p> <p>②新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月間に前年同期比で30%以上事業収入が減少した事業者の方</p> <p>※賦課期日（R3.1.1）現在、対象資産を有する方が、申告者となります。</p> <p>※大企業の子会社は対象外。</p> <p>※すべての形態及び業種の事業者が対象です。 （性風俗特殊関連営業を営む事業者を除く）</p>												
対象年度	令和3年度												
対象資産	<p>令和3年1月1日現在、金沢市内に所有する☆事業用家屋及び償却資産</p> <p>※共有資産については金沢市ホームページをご覧ください。</p> <p><b>対象外：土地および居住用家屋</b></p>												
軽減割合	<table border="0"> <tr> <td>事業収入が</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年同期比減少30%以上～50%未満</td> <td>課税標準</td> <td>1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年同期比減少50%以上</td> <td>課税標準</td> <td>全額軽減</td> <td></td> </tr> </table>	事業収入が				前年同期比減少30%以上～50%未満	課税標準	1/2		前年同期比減少50%以上	課税標準	全額軽減	
事業収入が													
前年同期比減少30%以上～50%未満	課税標準	1/2											
前年同期比減少50%以上	課税標準	全額軽減											
申告期限	<p><b>令和3年2月1日（提出期限厳守）（郵送の場合当日消印有効）</b></p> <p><b>申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることが出来なくなります。</b></p> <p><b>（認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、必要書類一式を提出）</b></p>												
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書（以下、「申告書」という。）</li> <li>・事業収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）</li> <li>・特例対象家屋及びその事業割合を示す書類（課税明細書、青色申告決算書、共有名義の場合は共有者がわかる書類の写しなど）</li> </ul> <p>なお、【資本金1億円以下の法人であることを確認できる書類（登記簿謄本の写しなど）】は不要となりました。</p> <p>※申告書に受付印を希望される方は、控えとなる写しをご準備いただき、切手を貼った返信用封筒を同封してください。</p>												

☆事業用家屋：法人税法又は所得税法において損金又は必要な経費に算入される家屋（工場、倉庫、店舗、事務所、貸ビル、貸家等）  
棚卸資産（一時的に保有している売却用の家屋等）は対象となりません。

(2) 固定資産税・都市計画税の軽減を受けるための申告方法



- ① 金沢市役所資産税課ホームページ（【金沢市 固定資産税 コロナ】で検索）から申告書をダウンロードし、必要事項を記入。  
**※対象となる事業用家屋が複数ある場合、（別紙）特例対象資産一覧は、各納税通知書の整理番号毎に該当資産をご記入ください。**
- ② 事業者が認定経営革新等支援機関等に申告書等を提出し、軽減対象であることの確認を依頼する。  
【確認事項】
  - ・中小事業者等であること
  - ・事業収入の減少割合
  - ・特例対象家屋及びその居住用・事業用割合の確認
- ③ 認定経営革新等支援機関等が②の内容を確認し、申告書の確認欄に押印後、事業者へ返却。  
**※（別紙）特例対象資産一覧に記載がない、又は、認定支援機関等の認定を受けていない家屋は本制度の対象となりませんのでご注意ください。**
- ④ 金沢市役所資産税課あて令和3年2月1日（提出期限厳守）（郵送の場合は当日消印有効）までに必要書類を申告。償却資産を所有する事業者の方は令和3年度償却資産申告書をご提出ください。（増加減少がない場合でも提出が必要です。）**なお、納税義務者自身の責めに帰すことのできない事由により、申告が遅れる場合には、必ず令和3年2月1日までに資産税課に連絡をお願いします。**

ご不明な点がございましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

なお、中小企業庁のホームページに【固定資産税等の軽減措置に関するQ&A集】が随時更新されていますので、ご確認ください。

【問い合わせ及び書類の提出先】

金沢市役所 資産税課 家屋係 TEL：076-220-2156  
償却係 TEL：076-220-2158  
FAX：076-220-2182